

## 九州大学における購入物品の機種の選定に関する取扱規程

平成16年度九大規程第81号  
施行：平成16年4月1日  
最終改正：令和5年5月19日  
(令和5年度九大規程第5号)

(趣旨)

第1条 九州大学において購入しようとする物品（以下「購入物品」という。）に関し、機種の選定を行う必要がある場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「部局」及び「部局長」とは、国立大学法人九州大学物品管理規程（平成16年度九大会規第8号）第2条第1項に規定する部局及び部局長をいう。

(機種の選定)

第3条 部局長は、購入物品の機種の選定を適正に行うため、予定価格が原則として1,000万円を超える購入物品に関し、次の各号に掲げる事項について専門的観点から検討し、機種の選定を行うものとする。

- (1) 購入物品の規格、仕様及び性能等に関すること。
- (2) 類似機種に関すること。
- (3) 教育研究、診療又は事務目的と機種との関連性に関すること。
- (4) その他必要があると認める事項に関すること。

2 部局長は、前項に規定する機種の選定に当たり、予定価格が原則として国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の購入物品については、機種選定委員会（以下「委員会」という。）を置き、機種の選定を行わせるものとする。

3 部局長は、第1項に規定する機種の選定に当たり、予定価格が原則として前項に規定する額未満の購入物品については、当該購入物品を使用する講座等に所属する職員など複数の者（以下「機種選定者」という。）に、機種の選定を行わせるものとする。

(機種選定委員会)

第4条 委員会は、部局長の諮問に応じて当該部局における購入物品について機種の選定を行うものとする。

2 委員会は、3人以上の委員をもって組織する。この場合において、委員には、当該購入物品を使用する講座等以外の講座等に所属する職員を加えるものとする。

3 前項の委員は、部局長が指名するものとする。

4 2部局以上の共同利用に係る物品の機種の選定を行う場合には、関係部局間で協議して代表部局を定め、当該代表部局長は、関係部局長の意見を徴して委員を指名するものとする。

5 部局長又は代表部局長は、委員の指名に当たっては機種選定委員指名簿（別記様式第1号）により、委員の任務を明らかにして行うものとする。

6 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(機種選定報告書)

第5条 委員会又は機種選定者は、購入物品の機種の選定をしたときは、機種選定報告書（別記様式第2号）を作成し、部局長に提出するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、機種の選定の実施に関し必要な事項は、部局長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第80号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第11号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第104号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第5号）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条第5項関係）

機種選定委員指名簿

機種選定委員	部局等名	職名	氏名
事項	<p>次の物品の購入に当たり、機種を選定を行うため、九州大学における購入物品の機種を選定に関する取扱規程第4条第3項の規定により機種選定委員に指名する。</p> <p style="text-align: center;">○○○○○○ ○台</p>		
備考			

年 月 日

部局名  
部局長

別記様式第2号（第5条関係）

機 種 選 定 報 告 書

購入物品名、規格、仕様等

1 使用目的及び選定の条件

(1) 使用目的

(2) 選定の条件

2 検討事項

(1) 類似機種についての比較検討

(2) その他検討事項

3 選定理由

4 参考資料

上記のとおり、種々検討した結果、標記購入物品の機種を選定したので報告します。

年 月 日

部局長 殿

委員長 (所 属)(職 名)(氏 名)

委員 (所 属)(職 名)(氏 名)

( ) ( ) ( ) ( )

備 考

1 機種選定者が機種を選定する場合は、「委員長」及び「委員」を「機種選定者」とすること。

2 委員（機種選定者）の欄は、委員（機種選定者）の数に応じて作成すること。